

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 8 号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 4 8 年上尾市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に定める 2 級の障害を有するもの

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 6 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合を含む。）をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削り、同条第 2 項第 4 号中「前条第 1 項第 4 号又は第 5 号」を「前条第 1 項第 5 号又は第 6 号」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者に該当する重度心身障害者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金」を「次の各号に掲げるもの」に改め、「標準負担額」の次に「（第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる者に該当する重度心

身障害者の標準負担額を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1項第3号に掲げる者に該当する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第2条第1項第4号に掲げる者に該当する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第4項から第6項までの規定は、公布の日から施行する。

（上尾市こども医療費支給条例の一部改正）

- 2 上尾市こども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エ中「対象者に該当するこども」を「重度心身障害者医療費の支給を受けることができるこども（同条例第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者を除く。）」に改め、同号オ中「対象者に該当するこども」を「ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる者に監護されているこども」に改める。

（上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正）

- 3 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号中「対象者に該当する者」を「重度心身障害者医療費の支給を受けることができる者（同条例第2条第1項第4号に掲げる重度心身障害者を除く。）」に改める。

（準備行為）

- 4 この条例による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例（以下「新重度心身障害者医療費支給条例」という。）の規定による重度心身障害者医療費の支給（新条例第3条第1項に規定する重度心身障害者医療費の支給をいう。）に関し必要な受給資格の登録その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新重度心身障害者医療費支給条例第5条及び第6条第1項の規定の例により行うことができ

る。

5 附則第2項の規定による改正後の上尾市こども医療費支給条例（以下「新こども医療費支給条例」という。）の規定によるこども医療費（新こども医療費支給条例第3条に規定するこども医療費をいう。）の支給に関し必要な受給資格の認定その他の行為は、施行日前においても、新こども医療費支給条例第4条及び第5条第1項の規定の例により行うことができる。

6 附則第3項の規定による改正後の上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「新ひとり親家庭等医療費支給条例」という。）の規定によるひとり親家庭等医療費の支給（新ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給をいう。）に関し必要なひとり親家庭等医療費の支給に係る申請その他の行為は、施行日前においても、新ひとり親家庭等医療費支給条例第5条第1項の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

7 新重度心身障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後の重度心身障害者医療費の支給について適用し、施行日前の重度心身障害者医療費の支給については、なお従前の例による。

8 新こども医療費支給条例第2条第2号エ及びオの規定は、施行日以後のこども医療費の支給について適用し、施行日前のこども医療費の支給については、なお従前の例による。

9 新ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第3項第5号の規定は、施行日以後のひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前のひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。